

2014(平成26)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

わが国では、私立大学を設置している学校法人に対して、国から毎年補助金が交付されている。私学助成と言われるこの補助金について規律するのが、私立学校振興助成法である。私学助成の額は、大学の規模にもよるが、一大学あたり、毎年億単位になると考えてよい。

私立大学のなかには、仏教やキリスト教などの特定の宗教を教育理念に掲げている大学もある。このように特定の宗教を教育理念に掲げている私立大学であっても、そうではない私立大学と同じように、それを設置する学校法人に対して私学助成が行われている。

私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第4条第1項 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

* 「経常的経費」とは、専任教職員・非常勤教員の給与、労働者災害保険などの保険料、教育研究に直接必要な備品、図書、消耗品、光水熱料などの経費である。

[設問]

特定の宗教を教育理念に掲げている私立大学のために国から補助金を交付することは、国家と宗教がかかわり合いをもつものであるから憲法の規定に違反するのではないか、という問題提起が可能である。この問題提起に対して「憲法の規定に違反しない」と結論づけるためには、どのような手順で、どのような解答をすればよいか。

以上

余白